第五十六条の九十三の見出し中「第七百三十三条の十八第七項」を「第七百三十三条の十八第八項」に改め、同条中「第七百三十三条の十八第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百三十三条の十八第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百三十三条の十八第七項」を「第七百三十三条の十八第八項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の九十四を次のように改める。

第五十六条の九十四　法第七百三十三条の十九第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百三十三条の十九第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第七百三十三条の十八第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法定外目的税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十七条の二後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十八条の十	市町村民税	都民税
市町村」	都道府県」	
第四十八条の十の二	市町村	都
第四十八条の十の三	市町村民税	都民税
市町村」	都道府県」	
第四十八条の十の六	市町村	都
第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三	法人の市町村民税の確定申告書	法人の都民税の確定申告書
第四十八条の十二第一項	市町村民税の中間納付額	都民税の中間納付額
市町村民税」	都民税」	
市町村長	都知事	
市町村内	都内	
市町村民税額	都民税額	
第四十八条の十三第二項	、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額	及び都民税の控除限度額
並びに法第五十三条第二十四項及び	並びに法	

第四十八条の十三第八項	百分の六	百分の七
課する市町村	課する都の特別区の存する区域のみ	
（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人税の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合とを乗じて計算した額の合計額）とすることができる	とすることができるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算につき第七項ただし書又は第八項ただし書の規定による連結事業年度の控除限度額と市町村民税の道府県民税の控除限度額との合計額とする	
第四十八条の十三第九項	、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額	及び都民税の控除限度額
の市町村民税の控除限度額	の都民税の控除限度額	
第四十八条の十三第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項	、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額	又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち同条第二十四項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合において当該都民税の控除限度額から控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）
、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額	及び都民税の控除余裕額	
市町村民税の控除余裕額の合計額	都民税の控除余裕額の合計額	
市町村民税の控除余裕額	都民税の控除余裕額	

第五十七条の二の三の次に次の二条を加える。

（法第七百三十四条第四項の率）

第五十七条の二の四　法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分の五・四とする。

（都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第五十七条の二の五　都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額